

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」  
に対する意見募集の結果について

平成 28 年 2 月 26 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

平成 27 年 12 月 15 日（火）から平成 28 年 1 月 13 日（水）にかけて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集を行いましたところ、お寄せいただいた御意見は 3 件（意見の延べ総数 6 件）でした。

今般、お寄せいただいた御意見と、これに対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

御協力いただき、ありがとうございました。

1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：平成 27 年 12 月 15 日（火）～平成 28 年 1 月 13 日（水）
- (2) 意見募集の周知方法：  
電子政府の窓口（e-Gov）、厚生労働省、経済産業省及び環境省ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

2. 御意見の総数

提出件数：3 件（意見の延べ総数 6 件）

3. いただいた御意見に対する考え方

別紙のとおり

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対する御意見及びそれに対する考え方・対応について

以下の略語を使用した。  
 「化審法」：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)

通し番号	御意見	考え方・対応
1	法改正の趣旨説明でストックホルム条約の決定を掲げられるのであれば、参考資料に国連の事務局からの通知を添付した方がよしいかと思われます。 特に「塩化」については、「chloro」か「chlorinated」かにより、その指し示している物が大きく異なる場合がありますので、運用でキチンと整合を取っていただきたいと思います。	国連事務局から通報がなされた残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第7回締約国会議の決議における表記は“Polychlorinated naphthalenes, including dichlorinated naphthalenes, trichlorinated naphthalenes, tetrachlorinated naphthalenes, pentachlorinated naphthalenes, hexachlorinated naphthalenes, heptachlorinated naphthalenes, octachlorinated naphthalene”であり、本改正案では「塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン」を新たに指定する第一種特定化学物質と規定しています(塩素数が3以上のポリ塩化ナフタレンは、既に化審法の第一種特定化学物質に規定済み)。また、化審法の規制対象物質については、名称や構造式等を化審法データベース(J-CHECK: <a href="http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja">http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja</a> )に掲載し、情報発信しております。今般の化審法施行令の改正により追加する物質についても、同データベースに名称や構造式等を掲載し、明確に示して参ります。なお、国連事務局からの通報文書は国連ウェブサイト内の以下のページに掲載されておりますので、お知らせいたします。 <a href="https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2015/CN.681.2015-Eng.pdf">https://treaties.un.org/doc/Publication/CN/2015/CN.681.2015-Eng.pdf</a>
2	本改正について望ましいものであると考える。人体に有害な化学物質は積極的に規制をお願いしたいと考えるものである。	引き続き化審法の運用を適切に進めてまいります。
3-1	【意見1】第一種特定化学物質として、PCPを追加指定することに賛成である。 【理由】 1、化審法の対象外で、農業取締法の対象である農薬として、PCPは製造・販売・使用されていた。PCPは1954年に最初の製剤が登録され、全登録数は357、1990年にすべて登録失効している。その間、水稲用除草剤として多用され、多くの魚毒事件を惹き起こした。さらに、原体や製剤メーカーの労働者や工場周辺住民(たとえば、福岡県久米市の三西化学など)に健康被害を与えた。農薬や水虫用医薬品以外に、木材や皮革用の殺虫・殺菌・防霉剤、また、シロアリ防除剤としても使用されてきたが、化審法の規制はなかった。PCPは、製造原料にHCB(1979年化審法特定化学物質指定)が使用されることもあり、また、PCP製剤や処理製品は、ストックホルム条約にある非意図的物質であるHCB、PCB、ダイオキシン類を不純物として含んでいたり、焼却処理により新たな生成につながることもあるため、農水省は、2002年4月、PCPの回収を指示し、2003年3月、農業取締法による販売禁止農薬に指定している。 2、私たちは、いままでも、POPs系農薬(DDT、BHC、ドリソ系3剤)とダイオキシン含有農薬(2,4,5-T、PCP、CNP、PCNB)について、原体・製剤製造工場や使用工場及びその廃棄物処分場をも問題にせねばならないと指摘してきたが、今回のPCP追加指定は、遅すぎる。	引き続き化審法の運用を適切に進めてまいります。
3-2	【意見2】輸入できない製品として、 一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 三 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 四にかわ があげられているが、 「木材用」を「木材など建材用、繊維用、皮革用、シロアリ防除用」とする あたりに、防腐・防虫・防かび建材と、防腐・防虫・防かび繊維製品、防腐・防虫・防かび皮革製品を追加する。 【理由】 1、PCPは工業用防腐・殺菌剤として、木材だけでなく、他の建材や繊維製品、皮革製品にも使用されていることは、化学物質評価研究機構の作成した平成26年度化学物質安全対策(ベンタクロフェノール等が使用されている製品等に関する海外調査)報告書(平成27年3月)にも記載されている。 2、日本でも、PCP含有シロアリ防除剤や、PCP処理皮革製品で、人の健康被害がでている。 3、陸上自衛隊皮革共通仕様書には、図襲用革(地図などを入れる革製のかばん)に、0.3%のPCPを使用するとある。	原案通りと致します。 輸入禁止製品は、国内外における当該物質の使用の事情や、我が国の輸入実績等を調査し、今後とも輸入される蓋然性があるかどうかなどを考慮して指定することとしておりますが、御指摘の製品については、これに該当しなかったことから、今般の化審法施行令の改正においては、輸入禁止製品に指定していません。 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入の状況等については、今後とも実態把握に努め、環境汚染を生じおそれがある製品が確認された場合には、輸入禁止製品に追加するなどの措置を速やかに検討してまいります。 なお、今般の化審法施行令の改正により、ベンタクロフェノール又はその塩若しくはエステル我が国における製造、輸入及び使用は禁止されます。
3-3	【意見3】使用禁止となったPCP製品については、在庫品や廃棄物からの、また、PCP処理製品については、その回収・処理に際して、HCBやPCB、ダイオキシン類等を含めた環境汚染の拡大防止に努めるよう、保管・輸送・処理に万全を期すことを求める。 【理由】 1、私たちは、下記の参考資料に挙げたように、すでに、2007年、2010年、2012年にパブリックコメント等、ストックホルム条約に関連する化学物質について、その対策を求めてきた。 2、2003-04年度の調査で、富山県の富岩運河のダイオキシン汚染原因は、PCPを製造していたメーカーが汚染原因者と考えられている。 3、農薬PCPは、2002年に回収命令がだされたが、2008年～09年に、西東京市にある東京大学の農場で、製剤の保管が判明し、処理された。	今回化審法の第一種特定化学物質に指定するベンタクロフェノール又はその塩若しくはエステルによる環境汚染を防止するため、今後、POPsを含む廃棄物の適正処理や継続的な環境モニタリング等についても、所要の検討を行ってまいります。 なお、ベンタクロフェノールを有効成分とする農薬については、本パブリックコメントの対象ではございません。当該農薬については農業取締法における登録が平成2年に失効済みです。
3-4	【意見4】アメリカ軍基地での使用、廃棄なども化審法を国内と同様に適用する。 【理由】 1、沖縄防衛局の調査では、現在でも、アメリカ軍基地やその跡地で、PCPや同剤由来とみられるダイオキシン類の汚染が見つかっている。 2、ストックホルム条約は、国際条約であり、署名はしたものの批准はしていないアメリカには、その海外基地でも、日本国内と同様の対応を義務付けられるべきである。	一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には接受国の法令が適用されないことから、在日米軍の活動に対して化審法等の国内環境法令は適用されません。 他方で、在日米軍では日米の関連法令のうち、より厳しいものを選択するとの基本的考え方の下で、「日本環境管理基準(JEGS: Japan Environmental Governing Standards)」を作成しており、米軍基地においてはこれに基づき環境管理が行われているものと承知しております。JEGS「第5章 有害物質」において、有害物質の保管、取り扱い及び処分基準について定められています。 (参考) 在日米軍に係る環境問題(環境省ウェブサイト) <a href="http://www.env.go.jp/air/info/usjf/index.html">http://www.env.go.jp/air/info/usjf/index.html</a> 日米地位協定Q&A(外務省ウェブサイト) <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa03.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa03.html</a>